

## 瀬戸内町ふるさと応援基金寄附金「お礼の品」提案要領

### 1 目的

本町の産業振興とふるさと応援基金寄附金の推進を図るために、本町への寄附者に対して贈呈するお礼の品の提案募集を行う。

### 2 提案を募集するお礼の品

#### (1)要件

- ①本町出身者には、ふるさと瀬戸内町を懐かしんでいただけるような、また、本町出身者以外の方に対しては、本町の PR に繋がるような商品であること。また、品物ではなく、町内での体験を促す商品も可とする。
- ②町内で、生産、製造、加工のいずれかが行われている商品とする。
- ③商品は、受注後速やかに郵送、宅配便等で発送できるものとする。なお、飲食物については、到着後 5 日間程度の賞味期限が保証されるものとする。
- ④商品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可とする。

#### (2)提案金額

商品代、送料、消費税、梱包料、詰合せに係る手数料等必要経費をすべて含んだ額とし、以下の金額以内とする。

- ①3,000 円以内
- ②5,000 円以内
- ③10,000 円以内
- ④15,000 円以内
- ⑤25,000 円以内
- ⑥50,000 円以内

### 3 提案事業者

#### (1)要件

- ①本社または、当業務を扱うこととなる事業所のいずれかを町内に有すること。
- ②税等の滞納がないこと。

### 4 申込方法・申込先・申込期間

別紙「瀬戸内町ふるさと応援基金寄附金「お礼の品」提案申込書」に必要事項を記入し、本町企画課まで提出(メール可)する。

### 5 選考

上記に照らし合わせた上で、本町への寄附金に対する「お礼の品」として適当と認められるか総合的に判断し、選考する。お礼の品として適当と認めた場合には、その旨を事業者へ通知し、町及び提案事業者は「瀬戸内町ふるさと応援基金寄附金『お礼の品』に関する覚書」を締結するものとする。

- 6 「お礼の品」としての掲載期間  
「お礼の品」としての掲載期間は毎年度末までとする。
- 7 発送, 納品について
  - ①商品については, 翌年度の5月まで継続して納品しなければならない。ただし, 生産量, 収穫時期の制限により, 通年納品できない場合には, 提案時に, 提供期間, 提供量を明記すること。
  - ②商品の発送は原則事業者が行うこととし, 発送日の調整など寄附者と連絡をとる必要が生じる場合の対応も原則事業者が行うこと。
  - ③金券及びチケット等の送付先は, 本町(企画課)とする。
- 8 届出義務  
次のいずれかに該当するときは, 速やかに企画課まで届け出なければならない。
  - ①商品の発送に遅延が生じたとき
  - ②商品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき
  - ③商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
  - ④その他提案申込書の記載事項に変更が生じたとき
- 9 取扱いの中止  
次のいずれかに該当するときは, 取扱いを中止する。
  - ①提案内容に虚偽があったとき
  - ②お礼の品及び提案事業者が瀬戸内町ふるさと応援基金寄附金「お礼の品」提案募集要領に定める要件を満たさなくなったとき
  - ③その他, 町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき
- 10 商品の紹介等について
  - ①町のホームページ及びパンフレットに商品の画像, 商品名, 商品 PR コメントを掲載する。
  - ②商品発送時に, 自社商品等のパンフレットを同封することができる。
- 11 留意事項
  - ①個人情報の取扱いについては, 瀬戸内町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。
  - ②お礼の品として決定した商品の掲載順は, 町が決定する。
- 12 その他  
この要領に定めるもののほか必要事項は, 別に定める。

## 瀬戸内町ふるさと応援基金寄附金「お礼の品」に関する覚書

瀬戸内町(以下「甲」という。)&(以下「乙」という。)&は、瀬戸内町ふるさと応援基金寄附者(以下「寄附者」という。)&へ贈呈する「お礼の品」の提供につき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、「お礼の品」の提供を受けるものとする。

- (1) 商品名
- (2) 数量
- (3) 甲が乙に支払う代金 円
- (4) 送付場所 寄附者が送付を希望する住所
- (5) 送付期限 甲が前号の送付場所を連絡後、2週間以内

第2条 乙は、第1条第4号の送付場所へ「お礼の品」を送付し、到着等を確認した後、甲に対して「お礼の品」の提供に係る代金を請求するものとする。

2 甲は、提供に係る代金を、甲が乙から適法な請求書を受理した日から2週間以内に乙に対して支払うものとする。

第3条 前条第1項の到着等までに生じた「お礼の品」についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第4条 乙は甲から提供された寄附者の個人情報については、適正に取り扱わなければならない。

第5条 乙は、寄附者に「お礼の品」を送付する際、自社製品等を紹介するパンフレットを同封することができるものとする。

第7条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議するものとする。

この覚書を締結した証として、この証明書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 番地  
瀬戸内町  
瀬戸内町長 鎌田 愛人

Ⓜ

乙 住所

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ